

判例研究

〔商法 五九九〕
保険契約者の代表取締役が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係があることを理由とする保険契約の解除が有効とされた事例

広島高裁岡山支部平成三〇年三月二二日判決
平二九(ホ)一七〇号保険契約者地位確認請求控訴事件(確定)
金融法務事情二〇一九〇号七〇頁

〔判示事項〕

各保険契約のいわゆる暴排条項は、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定解釈することはできず、各保険契約の保険契約者の代表取締役は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるから、保険者が同条項に基づいてした本件各保険契約の解除は有効である。

〔参照条文〕

保険法三〇条三号、三三条一項、五七条三号、六五条二

号、民法九一条

〔事 実〕

X(原告・控訴人)は、昭和五九年に設立された舗装工事、土木工事等を目的とする株式会社であり、Aはその代表取締役である。Y₁(被告・被控訴人)は、生命保険業を主たる事業とする株式会社であり、Y₂(被告・被控訴人)は、損害保険業等を主たる事業とする株式会社である。

Xは、平成二六年八月一日、Y₁およびY₂との間で、代表取締役Aを被保険者として、経営者大型総合保障制度によ

る生命保険（ Y_1 ）による無配当歳満期定期保険」と損害保険（ Y_2 ）によるベーシック傷害保険」とのセット保険に係る契約を締結した。同年九月一日、 Y_1 および Y_2 との間で、同種のセット保険に係る契約を追加して締結した（以下、併せて「本件各保険契約」という）。

本件各保険契約締結後、Aは、平成二十七年八月八日に恐喝の疑いで逮捕された（以下、「本件逮捕」という）。本件逮捕に係る被疑事実は以下のとおりである。すなわち、平成二十七年一月二日夜、AはB（孫請け業者としてXの請負工事に携わった者、Xに対して工事代金に係る債権を有している。）とともに岡山市所在の飲食店において飲食をしていたところ、当時、同店に居合わせたC（指定暴力団である甲組の中核団体である乙組に属する丙会の会長であり、Aの中学時代の知人である。）がBの態度に腹を立て、Bに対しコップを投げ付けた上、「やくざなめんどんか。若い衆連れて来ちゃる。」などと申し向けたことがあり、Bは、Cが投げ付けたコップで右手に怪我をした（以下、「本件傷害事件」という）。Aは、Cに対し、「俺の顔に免じて、この場はおさめてや。」などと言い、その場を収めるとともに、Bに対しては、本件傷害事件を警察沙汰にしないよう言い、Bにその旨約束させたが、翌日、Bが警察

に被害申告したことから、Cは傷害容疑で逮捕された。後日、Bは暴力団関係者に連れられて警察署に出頭し、上記被害申告に係る被害届を取り下げたが、Cは起訴されて罰金刑を受けた。Aが、本件傷害事件でCが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目でBに対する工事代金の支払を免れようと企て、Bに対し、Cの属性と威力を告知するなどして畏怖させ、工事代金の一部である三〇万円回収を断念させ、その支払を免れて財産上不法の利益を得た。Bがこれを恐喝事件（以下、「本件恐喝事件」という。）として警察に相談し、被害申告した。

本件逮捕後、Aは代理人（弁護士）を通じて、平成二十七年八月一三日、Bとの間で、本件恐喝事件に関する事実を認めたくえ、残代金支払、謝罪および連絡禁止等を条件とする和解契約書を取り交わした。Bは和解の成立によってAを宥恕し、被害届を取り下げ、告訴を取り消した。Aは、平成二十七年八月一七日、本件恐喝事件につき不起訴処分となった。

不起訴処分になったものの、岡山県は、警察の通報を受けて、平成二十七年九月一日付けで、同日から平成二十八年八月三十一日までの間、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、Xを入札指名業者から排除す

る旨の措置（以下「本件排除措置」という。）を行って、Xにその旨を通知した。そして、Xが指名業者から除外されたことは、平成二十七年九月二日付けの新聞各紙により報道された。本件排除措置に係る指名除外理由は、Xの経営全般を統括する者であるAについて、指定暴力団幹部との交友等が確認され、「有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している」と認められたこと」であった（Xは、平成二十八年六月二日、岡山地裁に対し、相手方を岡山県とする本件排除措置の仮の撤回を求める仮処分申立てをしたが、同年八月三〇日、被保全権利が認められない上、保全の必要性も認められないとして却下された。Xはこれを不服として保全抗告をしたが、後に取り下げた）。

上記の一連の事実を受けて、Y₁およびY₂は、平成二十七年一月一三日付け各通知により、それぞれの保険約款中の排除条項に規定された事由に該当することが認められるとして（以下、併せて「本件排除条項」という。）、Xに対し、いずれも本件各保険契約を解除する旨の意思表示をした（以下、Y₁およびY₂による解除を併せて「本件解除」という。）。

Xは、平成二十七年二月二八日、本件解除は無効であるとして、Y₁およびY₂に対し、本件各保険契約に基づき、Xが保険契約者としての地位を有することの確認を求めて、岡山地裁に訴えを提起した。原審は、本件排除条項につき、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定解釈することはできないし、曖昧かつ広範ということもできないと判断した上、Aが、Cの犯した本件傷害事件の被害者であるBに被害申告をしないうような約束させ、Cに対して便宜を供与したり、結局被害申告をしたBに対し、Cが逮捕され罰金刑に処せられたことに因縁を付け、Xの工事代金支払義務を免れようと、Cを不当に利用したりしたことが認められるから、本件排除条項に該当し、本件解除は有効であると判断して、Xの請求をいずれも棄却した。Xは、①暴力団と交際していると単に噂されたり、暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際したりしているだけでは適用されないと解釈できるといっただけでは、どのような場合に本件排除条項という「社会的に非難されるべき関係」と評価されるのか明らかではない、②AとCが普段から飲食を共にする親しい関係にあった事実はない、③AがBに対し、Bの被害申告により本件傷害事件でCが逮捕されたことに因縁を付けた事実

はなく、仮にこの事実があったとしても、AがCから嫌がらせを受けたり脅されたりして、Cのことを怖れていたためであった、④AがBに対し本件傷害事件について被害申告をしないよう積極的な妨害行為をしたことはないし、AがCから迷惑をかけられる立場にあったから、被害申告しないよう言い含めたことは、やむを得ない行為であった、と主張し、本件控訴をした。

〔判旨〕

控訴棄却、理由付けについては原判決を引用・維持（一部につき補正あり）。Xの控訴審主張について、②、③、④に対しては、証拠および弁論の全趣旨により、主張された事実を否定し、①に対しては、以下のように判示した。

「……本件排除条項は、被保険者等が、①反社会的勢力に該当すると認められること、②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、③反社会的勢力を不当に利用していると認められること等に加えて、「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している」と認められること」と規定するものである。

そうすると、本件排除条項の「社会的に非難されるべき

関係」とは、前記①ないし③に準じるものであって、反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになる、反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力するものや、反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援するものや、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの等をいうことは容易に認められる。

よって、本件排除条項が、控訴人が主張するような意味において不明確ということではできず、上記の観点からその適用すべき場合の限界を画されているといえる……。」

また、控訴審に引用・補正された原判決の判旨の一部は以下のとおりである。

一 本件排除条項の趣旨および解釈について

「……本件排除条項の趣旨は、反社会的勢力を社会から排除していくことが社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であることに鑑み、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解されるところ、『その趣旨は正当なものとして是認できる。そして、このような本件排除条項の趣旨に鑑みれば、本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なる

り、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたものといえ」（筆者注…控訴審によって補正された部分）、本件排除条項をもって、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定的に解釈すべきである旨の原告（筆者注…原告兼控訴人）の主張は採用できない。」

二 Aと反社会的勢力（C）との関係について

「……AとCの間には幼なじみの関係があることがうかがわれるから、現在に至って……飲食を共にするなど親しい関係にあるからといって、このことが直ちに社会的非難に値するとはいえない。」

しかしながら、Aは、平成二十七年一月一二日に本件傷害事件が起きた際、被害者であるBをして被害申告しないことを加害者であるCに対し約束させたものであり……、加えて、……Aは、その後、更に電話でもBに対し本件傷害事件につき被害申告しないよう言い含めたことが認められる。Aのこのような行為は、暴力団会長であるCに対し、自らの犯罪行為に係る被害申告を免れさせるといって『反社

会的勢力の活動を積極的に支援するもの』（筆者注…控訴審によって補正された部分）にほかならない。このことについて、場を収めるためであったという一応の弁解が可能であったとしても、Aは、このみならず、平成二十七年八月八日には、Bに対し、本件傷害事件でCが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目でBに対する工事代金の支払を免れようと企てたのである……。『Aのこのような行為は、暴力団会長であるCとの関係を積極的に誇示するものにほかならない。そうすると』（筆者注…控訴審によって補正された部分）、A及びCの関係は、もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係の延長線上にあるものとはいえず、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当である。したがって、Aは、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。」

〔評釈〕

結論に賛成、理由付けの一部には疑問がある。

一 本判決の意義

政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして「企業が反

社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成一九年六月)が公表されたことを受けて、経済社会全体の反社会的勢力(以下、「反社」と称する。)排除の動きは加速した。各都道府県においても暴力団排除条例が相次いで制定され、その多くは契約書面への暴排条項の導入を求め、金融機関、証券業界をはじめ各業界においては、暴排条項の導入が進められてきた。保険業界においては、生命保険協会および損害保険協会は、反社への対応に関する保険約款の規定例をそれぞれ策定し、各生損保会社がそれぞれの保険約款(自賠償保険等を除く。)に暴排条項を導入するようになった。このような背景において、本件は、いわゆる暴排条項を適用した保険契約の解除の有効性が争われた初の事案である。本判決は、下級審判決であるが、保険約款における暴排条項の性質および該当性について法的判断を示し、その適用を認めた初の確定判決として、今後の保険実務に大きな影響をあたえ、今後の裁判実務においても一定の参考的価値を有すると考えられる。

二 暴排条項の位置付けおよび解釈に関する従来の学説

暴排条項の導入形式(生損保両協会の規定例および各保険会社の約款においては、暴排条項が重大事由解除規定の

一事由として定められていること)および暴排条項と重大事由解除規定とは理念(信頼関係破壊法理)において共通し、なじみやすいこと(鈴木仁史「生命保険・損害保険約款への暴排条項の導入」金融法務事情一九三八号(二〇一二年)六八頁)等を理由として、暴排条項は、一般的に、保険法上の重大事由解除規定の三号事由(保険法三〇条三号、五七条三号、八六条三号)、すなわち重大事由解除に関する包括条項を明確化・具体化したものと位置付けられている。それに対し、重大事由解除規定は、本来、故意の事故招致や保険金請求の詐欺行為など、保険契約上の信義に反する行為をもつて解除事由とするものであるが、暴排条項に基づく重大事由解除は、反社という属性または反社との関係性をもつて解除事由とするものであり、保険契約者等の保険契約に係る具体的な信義則違反的な行為を問題にするものではないから、重大事由解除制度の本来の趣旨からすれば、極めて異質なものであるとの指摘があり、保険約款において暴排条項に基づく保険者の解約権を別途設ける余地があるとの見解もある(潘阿憲「生命保険契約と重大事由解除」生命保険論集一九二号(二〇一五年)二四頁以下、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権」『石川正先生古希記念論文集 経済社会と法の役割』(商事

法務・二〇一三年〕八四四頁)。

暴排条項を重大事由解除に関する包括条項の枠内で位置付ける場合、暴排条項に挙げられた事由に該当すること(反社属性等)をもって、ただちに包括条項に基づき契約解除することができるか否かについては、さらに見解が分かれている。①反社に属する者はモラルリスクを招来する高度の蓋然性を有することを根拠として反社属性のみで解除可能とする見解がある(藤本和也「重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理」保険学雑誌六三三三号(二〇一六年)八七頁、鈴木仁史「共生者・密接交際者との保険契約の暴排条項に基づく解除」金融法務事情二〇九三三号(二〇一八年)一二頁等)。それに対し、②反社属性をもって信頼関係破壊があつたと一律に擬制するのは適切ではなく、反社に属すること自体で保険金の不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えるのは、短絡的すぎて、具体的な信頼破壊行為や保険金の不正請求目的が必要であるとする見解がある(潘・前掲二七頁以下、木下孝治「保険契約における情報格差の是正と不正請求対策」商事法務一八〇八号(二〇〇七年)二四頁)。後者の見解によれば、具体的な信頼破壊行為や保険金の不正請求目的等を必要とせず、反社属性のみをもって解除で

きる旨の約款条項は、保険契約者側に不利な特約として、片面的強行規定(保険法三三三一条一項、六五條二號、九四條二號)に違反して無効と解される。

三 本判決の理由付けについて

Xは、本件排除条項にある「社会的に非難されるべき関係」の文言について、それは曖昧かつ広範すぎて、該当する内容が不明確であると主張したが、本判決は、「反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力するもの」、「反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援するもの」、「反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの」等を例示し、その適用すべき場合の限界を画されていて、具体的にどのようなものがそれに該当するかは容易に認められると判示した。これは合理的な判断と考えられる。反社の形態は多様で、また警察の取締りや社会情勢等に依じて変化し得るものであり、あらかじめ限定的に定義することは性質上そぐわないし、排除すべきものを具体的に列挙しても、どうしても漏れが生じる。そのため、反社の定義や暴排条項の要件を硬直的に捉えるのではなく、反社の実態にあわせて適宜見直し、排除すべき者を捕捉していく必要がある(鈴木仁史「金融機関の暴排条項の発展型および適用上の留意点

〔上〕「金融法務事情一九二四号(二〇一一年)一八頁)。また、「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者については、暴力団がその関係を利用して社会・経済に不当な影響を及ぼすおそれがあることに加え、その関係が共生関係へと変化するおそれもある」から(警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」(二〇一四年)、暴排条項の要件設定については、一定の、弾力的に解釈できる余地は、むしろ必要であろう。

AとCの関係については、本判決は、AとCは現在に至って飲食を共にするなど親しい関係にあることに加え、Aの行為は「反社会的勢力の活動を積極的に支援するもの」(被害者Bに、Cに対して被害申告しないよう約束させた行為)、「暴力団会長であるCとの関係を積極的に誇示するもの」(Cが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目でBに対する工事代金の支払を免れようと企てた行為)であると認定し、二人の関係は「社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当である」と判断した。大阪高決平成二三年四月二八日公刊物未登載によれば、「暴力団員と社会的に批判される関係」とは、例えば、暴力団員が関与する賭博や無尽等に参加していたり、暴力団員やその家族に関する行事(結

婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等)に出席し、自己や家族に関する行事に暴力団員を参加させるなど、暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合をいうと解するのが相当である。」「……具体的な事案の当てはめにおいては、……当該関係を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重、その他情状」を総合的に判断すべきである。この判断基準に照らして、本判決の前記判断は妥当であろう。

本件排除条項に関する限定解釈の要否については、本判決は、社会から反社を排除することの重要性に照らし、本件排除条項の趣旨(保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保すること)を正当なものとして是認した上、「本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたもの」であり、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定的に解釈する必要はないと判示した。本件排除条項の位置付けについては、明示的に言及していないが、判旨に示された本件排除条項の趣旨および保険金の詐取のような場合との違いが強調される

ところから、本件排除条項を重大事由解除に関する包括条項の枠内から離脱し、もっぱら反社排除という政策的目的を実現するための約定解除条項であるかのように位置付けられている(本判決についての評釈には、その位置付けに賛成するものとして、土岐孝宏「判批」法学セミナー七六六号〔二〇一八年〕一二七頁、原田昌和「判批」私法判例リマークス五八号〔二〇一九年〕三四頁がある)。しかし、各保険約款における本件排除条項の規定ぶりを考慮し、さらに当事者の主張(本件排除条項を保険法上の重大事由解除と位置付けることを前提にしたもの)に対する法的判断の出方からみれば、本判決は、やはり本件排除条項を保険法上の重大事由解除と捉えて判断したものとみるほうが適切であろう。その位置付けを前提に本判決のような判断を下すには、重大事由解除規定の理論と整合性のある説明が必要であろう。それゆえに本判決の理由付けに疑問を感じた。

重大事由解除規定については、旧商法上には明文規定がなかったが、平成二二年に施行された保険法において明文化され(保険法三〇条、五七条、八六条)、その解除の効果については、将来に向かつてのみその効力を生ずると規定するとともに(保険法三一条一項、五九条一項、八八条

一項)、当該重大事由が生じた時から解除がされた時までが発生した保険事故については、保険者の保険給付の責任を免除すると規定した(保険法三一条二項三号、五九条二項三号、八八条二項三号)。保険法の立案担当者によれば、当該規定の新設理由については、「保険契約は、保険契約者が支払う保険料に比して保険者が行う保険給付の財産的価値が非常に大きくなり得るため、内在的性質として射倖性を有するものであり、こうした射倖性からくるモラルリスクが顕在化したにもかかわらずそれを放置したのでは保険契約の健全性を維持することが困難になることから、その分保険契約者等の側には、保険者に対して正確な告知をすることや故意の事故招致をしないことなどが強く求められるといった特徴を有する契約」であるため、「いわゆるモラルリスク事案のように、保険契約者等の側でこうした信頼関係を破壊するような行為が行われた場合には、もはや当該契約関係は維持することができないものとして、保険者に解除による保険契約関係からの解放を認める」べきであるからと説明された(萩本修編『一問一答保険法』〔商事法務・二〇〇九年〕九七頁以下)。また、三号事由である包括条項は、重大事由解除規定の一号事由(故意の事故招致)および二号事由(保険金請求の詐欺行為)に該当

しないが、信頼破壊（モラルリスク）の程度においてこれらに比肩するほどの重大な事由が生じた場合に限って、保険者に解除権を認めるものとして設けられたものである。重大事由解除規定は、保険契約者側の契約締結後の保険金不正請求に向けられた行為態様を事後的に評価して、保険者を契約関係および給付義務から離脱させることを目的とするものと捉えて、包括条項の適用についても、一号事由および二号事由と同様に、保険金の不正請求目的を必要とする見解があるが（木下・前掲二三頁）、それを必要であると限定的に解することは、包括条項の有用性を減殺してしまうおそれがあるため、包括条項の適用に当たっては、法文上明記されている信頼破壊と契約の存続困難の二要件を満たせば足りるものであり、反社で重大事由解除をしようとする際に不正請求目的を有しない場合でも、包括条項に基づく解除ができるとの見解もある（山下友信ほか編『保険法解説』（甘利公人）（有斐閣・二〇一〇年）五七七頁、李鳴「生命保険契約の重大事由解除に関する一考察」法学研究八九巻一号（二〇一六年）三七五頁）。保険契約は射倖契約であるゆえに、契約関係者に特別の善意と信義誠実が要請されるから（大森忠夫『保険法（補訂版）』オンデマンド版〔有斐閣・二〇〇四年〕八四頁以下）、反社

あるいはそれと社会的に非難されるべき関係を有している」と認められる者という事実自体が、特別の善意と信義誠実が必要とされる保険契約上の特段の信頼関係を失わせるか、少なくとも失わせる蓋然性の高い要素とみるべきである。当該事実をもって、重大事由解除規定の包括条項にいう「信頼破壊」（モラルリスク）を招来する高度の蓋然性を有する者であると評価しうることにつながり、保険法上の重大事由解除規定の包括条項が適用されると考えれば、理論的整合性のとれた説明は、一応可能であろう。

しかし、反社あるいはそれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者という事実のみをもって、重大事由解除に関する包括条項にいう「信頼破壊」（モラルリスク）を招来する高度の蓋然性を有する者であると直ちに評価することの妥当性については、疑問が残る。反社には様々な類型があり、それに共生者・密接交際者を加え、すべての該当者に対して、具体的な保険契約においてモラルリスクを招来する高度の蓋然性を有すると評価することには、強力な推定を働かせる必要性があり、重大事由解除の濫用につながる可能性は否めない。暴排条項の社会的意義や保険会社のコンプライアンス上の必要性（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」（二〇一八年二月）Ⅱ

「4-9-2」 「反社会的勢力とは一切の関係をもちたず……」を考慮すると、反社属性のみをもって、保険者に解除による保険契約関係からの解放を認める必要性が客観的に存在することから、暴排条項を反社排除という政策的目的を実現するための約定解除条項と位置付ければ、その目的が達成できる。ただし、契約解除の将来効および保険者免責まで約款で定めることの妥当性については、保険法上の片面的強行規定の趣旨に照らして、保険契約者側を不利に取り扱うと解釈する余地があり、問題ないとはいえない。保険法の想定範囲を超えて、政策的目的の実現のみを理由に、保険法上の重大事由解除並みの効力を有する解除を約款によって認めることは、場合によって、保険制度の趣旨（不測の事態に備える救済手段の確保）を没却しかねない。そのため、いわゆる暴排条項（解除の将来効および保険者免責が規定されているものに限る）を保険法上の重大事由解除の枠内で消化することは、妥当性を有するといえよう。今後において、その理論構築は引続き検討する必要があると考える。

四 むすびにかえて

本件では、暴排条項に基づく解除の効力が認められたが、

保険契約解除時の保険者免責の問題について争われていない。かかる問題が争点となる場合には、本件裁判例の射程範囲は今後議論の俎上に載せるべき問題であろう。本判決を契機に、いわゆる暴排条項の法的位置付けおよびその理論の構築に関する再検討（立法論的検討を含む）がなされることを期待したい。

* 本件評釈として、本文中に掲げたもののほか、鈴木正人「判批」金融法務事情二〇九一号（二〇一八年）四頁、若林弘樹「判批」『民事判例17』（日本評論社、二〇一八年）九四頁がある。

王 偉杰